

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年1月23日(水) 午後3時00分から午後3時50分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 1件

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 2件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 1件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)
事務局長ほか2名
(匝瑳市産業振興課)
職員1名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度1月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ょう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名に
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、13番伊藤定夫委員、14番川口京子委員を
指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きます。日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、10件でございます。
議案第1号、番号2番、4番、5番、6番、9番、10番は所有権移転
に関する件、番号1番、3番、7番、8番は賃借権の設定に関する件であ

ります。

【議案第1号、番号1番から10番を議案書をもとに朗読】

番号1番から9番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

13番 番号1番について、後継者も意欲的に営農もしており問題ないと思われ
ます。

20番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、規模拡大のため
です。問題ないと思われ
ます。

2番 番号3番について、後継者も意欲的に営農もしており問題ないと思われ
ます。

5番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためです。問題ないと思われ
ます。

25番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためです。問題ないと思われ
ます。

18番 番号6番について、後継者も意欲的に営農をしており問題ないと思われ
ます。

17番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためです。問題ないと思われ
ます。

番号8番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためです。問題ないと思われ
ます。

1番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大
のためです。問題ないと思われ
ます。

10番 番号10番について、基盤整備事業に伴い農地の集積を図るものです。
譲受人においても意欲的に営農に取り組んでおり、問題ないと思われ
ます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 番号1番の申請地は、貸駐車場用地として現況畑43㎡を譲受け、隣接地59㎡を含めて5台分の貸駐車場を計画するもので転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、資材置場用地として現況畑435㎡を譲受け計画するものです。転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、倉庫用地として現況畑738㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1 番 番号1番については、貸駐車場用地として現況畑43㎡を譲受け、隣接地59㎡を含めて合計102㎡に5台分の貸駐車場を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

1 9 番 番号2番について、譲受人は、現在父親より資材置場用地を借りて事業を営んでいますが、事業の拡大を図るため新たに畑を計435㎡譲受け資材置場を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

3 番 番号3番について、譲受人が経営する学園の入所者の農作業学習に用い

る農機具等を格納する倉庫及び屋内作業所用地として、畑738㎡を譲受け計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 諮りいたします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 番号1番の申請地は、車庫・物置用地として地目畑、計330㎡を譲受け計画していましたが、家の老朽化により建て替えが必要となり計画が実行できないため、計画を変更するもので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします。

13番 番号1番について、当初車庫・物置を建築した後、老朽化の進んだ家の建て替えを計画していましたが、敷地の関係で建築計画を検討している間

に、震災により家の建て替えを優先せざるおえなくなってしまったとのことです。計画していた場所に住宅を拡張するため、当初計画を変更するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 お諮りいたします。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。

あっせん申出番号1番については、田2筆、畑2筆を、売買したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に13番伊藤定夫委員、15番太田忠治委員を選出したいと考えますが、御異議ご

ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長

御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に13番伊藤定夫委員、15番太田忠治委員を、選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員であります。

よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長

次に、議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を議題といたします。本案につきましては、去る21日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地副委員長より報告をお願いいたします。

【農地副委員長の報告】

議 長

農地副委員長の報告が終わりました。事務局より説明をお願いします事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

議案第5号の別冊議案書を御覧下さい。匝瑳市長より平成25年1月9日付けで農業振興地域整備計画変更に係る意見を求められています。

【議案書にもとづいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長

事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見
について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る
意見について」採決に入ります。
議案第5号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法18条第6項の規定による通知について2件、利用権の中途解約
に係る通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。
提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しま
した。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。
次にその他でございますが、何かございますか。

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、来月の定例総会の日程並びに審査会の日程について、
お諮りいたします。

来月の定例総会は、2月22日(金)、審査会については、2月20日
(水)に開催したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 御異議ないものと認めます。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	10件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	1件
議案第4号	農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	1件
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)	
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
	(2) 利用権の中途解約に係る通知について	1件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成25年1月23日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。

匝瑳市農業委員会会議規則第9条第1項の規定により署名する。

平成25年1月23日

議 長

委 員

委 員